

業務委託特記事項

1 業務箇所

路 河 川 名	市 町 村 名
松本空港	松本市大字空港東他

2 業務内容

	業 務 内 容	
調査業務	制限表面突出樹木調査 A=29.33km ²	図面参照

3 業務期間

契約日の翌日から令和8年12月14日まで（約150日間）

4 成果品

本業務は、電子納品の対象とします。

調査業務	電子データ 2部
------	----------

5 業務委託をするにあたっての条件等

項 目	内 容
全般	特記仕様書のとおり。
その他	

6 技術者の配置等について

実施要領の記載のとおりです。

7 積算について

技術提案による。

8 積算内容・共通仕様書・特記事項について疑義がある場合は、入札前（あらかじめ指定された期日）までに質問書を提出してください。回答はホームページに掲載されます。

令和 8 年度 松本空港制限表面障害物調査業務 特記仕様書（案）

（目的）

本業務は、松本空港の制限表面を突出する樹木の位置と高さを把握し、図表に整理するものである。制限表面とは、航空機が安全に離着陸できるよう、空港周辺の空間に障害物がない状態を保つため、航空法に基づき設定された高さ制限の基準面です。

（一般的事項）

- 1 受注者は、作業に先立ち業務計画書を作成・提出し、監督員の承諾を得るものとする。
- 2 生育する樹木の土地は、個人所有であることが多いため、土地の立ち入りの際は土地所有者の承諾を得ること。
- 3 特記仕様書の内容に疑義が生じたときは、監督員と協議の上解決するものとする。
- 4 調査測量のため第三者に損害を与えるおそれのあるときは、受注者はあらかじめ監督員と打合せを行い、その指示に従うものとする。監督員の承認なく第三者に損害を与えたときは、受注者の責任において解決するものとする。

（業務内容）

技術提案の内容を記載します。
ただし、以下の成果を整理することを必須とします。

- ① 制限表面を突出する樹木の位置図
- ② 上記リスト
- ③ 台帳（添付参照）
- ④ 公図連続転写図（上記樹木の所有者の土地のみ）

（打合せ協議）

打合せ協議は初回、中間 1 回、成果品納品時を原則とし、打合せ事項を記録簿にとりまとめ、監督員に提出し相互に確認する。なお、新たな業務の追加及び特別な理由がない限り、打合せ回数は変更の対象としない。

（貸与資料）

- 1 平成 28 年度成果品
- 2 令和 3 年度成果品

（成果品）

- 1 本業務は電子納品の対象とし、「電子納品に係る実施要領」に基づくものとする。